

第1回松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会

資料一覧

- 資料1 審議会委員名簿
- 資料2 土地区画整理審議会について
- 資料3 会議の流れ
- 資料4 議題の根拠（条文の抜粋）
- 資料5 松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則
- 資料6 松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理
審議会傍聴要領

【資料1】

松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会委員名簿

(選出区分ごとに50音順・敬称略)

仮議席 番号.	氏 名	選出区分 (役職)
1	いろかわ <small>みのる</small> 色川 稔	宅地所有者
2	おおかわ <small>きえこ</small> 大川 己江子	宅地所有者
3	おおば <small>たかひろ</small> 大場 貴裕	宅地所有者
4	ぐんじ <small>あきひこ</small> 郡司 明彦	宅地所有者
5	さかい <small>たまこ</small> 酒井 珠子	宅地所有者
6	たじま <small>ゆきひろ</small> 田嶋 幸浩	宅地所有者
7	ちば <small>ひであき</small> 千葉 秀明	宅地所有者
8	はせがわ <small>じゅんこ</small> 長谷川 順子	宅地所有者
9	いたや <small>かずや</small> 板谷 和也	学識経験者 (流通経済大学 経済学部教授)
10	てらしま <small>しんいち</small> 寺島 伸一	学識経験者 (公益財団法人区画整理促進機構 企画部長)

※ 仮議席番号は、議題(3)議席の決定まで使用します。

【資料2】

土地区画整理審議会について

<p>設置根拠</p>	<p>土地区画整理法第56条（土地区画整理審議会の設置） 都道府県又は市町村が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地区画整理審議会を置く。</p>				
<p>審議事項 ・ 所掌事務</p>	<p>土地区画整理法の規定に基づき、換地計画及び仮換地の指定に関する事項について、意見を述べ若しくは同意をする権限を有します。</p> <table border="1" data-bbox="424 696 1337 1783"> <tr> <td data-bbox="424 696 533 1061"> <p>意見を聴く事項</p> </td> <td data-bbox="537 696 1337 1061"> <ul style="list-style-type: none"> ・換地計画の作成及び縦覧に供された換地計画についての意見書の審査（法88条6項） ・換地計画の変更及び縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査（法97条3項） ・仮換地の指定（法98条3項） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1068 533 1783"> <p>同意を得る事項</p> </td> <td data-bbox="537 1068 1337 1783"> <ul style="list-style-type: none"> ・評価員の選任（法65条1項） ・保留地の決定（法96条3項） ・換地計画において特別の宅地について定めをする場合（法95条7項） ・宅地地積の適正化のため過小宅地の基準となる地積の決定（法91条2項） ・宅地地積の適正化のための決定（法91条4、5項） ・借地地積の適正化のための決定（法92条3、4項） ・換地及び借地権の立体化に関する決定（法93条1、2項） </td> </tr> </table>	<p>意見を聴く事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・換地計画の作成及び縦覧に供された換地計画についての意見書の審査（法88条6項） ・換地計画の変更及び縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査（法97条3項） ・仮換地の指定（法98条3項） 	<p>同意を得る事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価員の選任（法65条1項） ・保留地の決定（法96条3項） ・換地計画において特別の宅地について定めをする場合（法95条7項） ・宅地地積の適正化のため過小宅地の基準となる地積の決定（法91条2項） ・宅地地積の適正化のための決定（法91条4、5項） ・借地地積の適正化のための決定（法92条3、4項） ・換地及び借地権の立体化に関する決定（法93条1、2項）
<p>意見を聴く事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・換地計画の作成及び縦覧に供された換地計画についての意見書の審査（法88条6項） ・換地計画の変更及び縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査（法97条3項） ・仮換地の指定（法98条3項） 				
<p>同意を得る事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価員の選任（法65条1項） ・保留地の決定（法96条3項） ・換地計画において特別の宅地について定めをする場合（法95条7項） ・宅地地積の適正化のため過小宅地の基準となる地積の決定（法91条2項） ・宅地地積の適正化のための決定（法91条4、5項） ・借地地積の適正化のための決定（法92条3、4項） ・換地及び借地権の立体化に関する決定（法93条1、2項） 				
<p>構成委員</p>	<p>宅地所有者及び借地権者 8名（選挙） ※ 本地区は宅地所有者のみ 学識経験者 2名</p>				
<p>委員の任期</p>	<p>5年</p>				

第1回 新松戸駅東側地区土地区画整理審議会 (R2. 6. 24)

会 議 の 流 れ

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

今回が学識経験委員を含めた最初の審議会であるため、委員の皆様から一言ずつ自己紹介していただきます。

4 事務局説明

5 議 題

(1) 会長・会長代理の選任について

今後、議事の進行や諮問事項に対する答申を審議会の代表として行っていただく、会長・会長代理を選出していただきます。

(2) 会議の公開・非公開の決定について

会議の公開・非公開の取り扱いについて審議していただきます。あわせて、傍聴要領についてもご意見をお伺いしたいと考えております。

(3) 議席の決定について

現在、事務局で指定した仮議席番号を使用させていただいておりますので、正規の議席番号を決定します。

(4) 議事録署名人の指名について

今後、審議会開催の都度、事務局が議事録作成し、出席委員2名からご署名をいただきます。その署名人を会長から指名していただきます。

(5) 立体換地保留床部分取得事業者選考委員会委員の選任について

立体換地保留床部分取得事業者を選考するための委員会を設置するにあたり、貴審議会の宅地所有者から選出された委員から1名推薦していただきます。

6 閉会

7 事務連絡

第 1 回新松戸駅東側地区土地区画整理審議会 (R2. 06. 24)

議題の根拠 (条文の抜粋)

議題(1)「会長・会長代理の選任について」

会長及び会長代理を委員の互選（推薦、立候補等）により選任していただきます。2名以上候補が出た場合には、多数決により決定します。

会長は、「議事その他の会務を総理し、審議会を代表する」役割を会長代理は「会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。」役割を有します。

●注意点

会長は、委員として審議会の議決に加わることはできません。
(法 61 条 4 項)また、多数決の際、可否同数の場合においては、会長が決めます。(法 62 条 3 項)

○土地区画整理法

(審議会の会長)

第 6 1 条 審議会に、会長を置く。

4 会長は、委員として審議会の議決に加わることはできない。

(審議会の招集、会議及び議事)

第 6 2 条

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。

○松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則

(会長及び会長代理)

第 2 条 審議会に会長及び会長代理を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

議題(2)「会議の公開・非公開の決定について」

松戸市における審議会運営上の方針として、会議は「原則公開」となっておりますが、本審議会の審議内容には地権者の権利に関わる情報を取り扱うため非開示とすべき内容を多く含む点から、審議会傍聴要領で規定する「非公開とする会議」として、「会議を公開しないことができる」とされています。

○松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

○松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会

傍聴要領

(非公開とする会議)

第2条 審議は、法令等の規定により公開することができないとされている場合を除き、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、その会議を公開しないことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について審査、審議、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- (3) その他、会長が特に認めたもの

議題(3)「議席の決定について」

議席を決定します。会議運営規則では会長が定めるとなっております。

○松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則

(議席の決定)

第4条 委員の議席は、会長が定める。

2 議席には番号を付す。

議題(4)「議事録署名人の指名について」

今後、審議会が開催される度事務局が作成する議事録に対し、出席委員2名からご署名をいただきます。その署名人を会長から指名していただきます。

○松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則 (議事録)

第15条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の議席番号及び氏名
- (3) 会議に出席した職員の職氏名
- (4) 会議に付された案件
- (5) 議事の概要及びその経過
- (6) その他会長及び会議において必要と認める事項

2 会長は、署名者を会議出席委員のうちから指名する。

3 議事録は、これを公表することができる。

議題(5)「立体換地保留床部分取得事業者選考委員会委員の選任について」

立体換地保留床部分取得事業者を選考するための委員会を設置するにあたり、権利者委員から1名選出していただきます。

○松戸市新松戸駅東側地区土地区画整理事業立体換地保留床部分取得事業者選考委員会条例 (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

【資料5】

松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則

(目的)

第1条 この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により松戸市が施行する土地区画整理事業において、法第56条第1項の規定により設置する土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び会長代理)

第2条 審議会に会長及び会長代理を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び会長代理は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その地位を失う。

(1) 委員の資格を喪失したとき。

(2) 審議会が委員の総数の過半数で不信任を議決したとき。

(3) 審議会が改選されたとき。

5 会長及び会長代理は、辞任しようとするときは、審議会の承認を受けなければならない。

6 会長代理は、会長が地位を失ったときは、同時にその地位を失う。ただし、改選によって会長が地位を失った場合以外の場合においては、新たに会長が選出されるまでは、会長の職務を代行する。

(臨時会長)

第3条 法第61条第2項の規定による選挙を行う場合は、最年長の委員が臨時に会長の職務を行う。

(議席の決定)

第4条 委員の議席は、会長が定める。

2 議席には番号を付す。

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知は、文書をもって行う。ただし、同一議案について中断された会議を再開するとき、又は会議が数日にわたるときは、この限りでない。

(委員の参集)

第6条 前条の通知を受けた委員は、指定された日時に指定された場所に参集するものとする。

2 委員は、会議に出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(退席)

第8条 委員は、会議中退席しようとするときは、その事由を告げて、会長の許可を得なければならない。

(議事の整理)

第9条 会長は、会議の開会及び閉会を宣言し、会議の順番を定め、議事を整理する。

2 会長は、開会時刻後相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは、流会を宣言する。

3 会長は、会議中に定足数を欠くに至ったときは、休憩又は流会を宣言する。

4 委員は、会長の許可を得なければ発言することができない。

(議事妨害の禁止)

第10条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(採決の宣言)

第11条 会長は、採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(採決)

第12条 議案の採決は、原則として挙手により決する。

(委員の辞任)

第13条 委員は、辞任しようとするときは、あらかじめ審議会の承認を得なければならない。

(職員等の出席)

第14条 会長は、必要があると認めるときは、職員その他会長が必要と認める者を会議に出席させ、議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

(議事録)

第15条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の議席番号及び氏名
- (3) 会議に出席した職員の職氏名
- (4) 会議に付された案件
- (5) 議事の概要及びその経過
- (6) その他会長及び会議において必要と認める事項

2 会長は、署名者を会議出席委員のうちから指名する。

3 議事録は、これを公表することができる。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【資料 6】

松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会 傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(非公開とする会議)

第2条 審議は、法令等の規定により公開することができないとされている場合を除き、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、その会議を公開しないことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について審査、審議、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- (3) その他、会長が特に認めたもの

(審議会の傍聴)

第3条 傍聴を希望するものは、会議の当日、所定の場所で傍聴人名簿に氏名及び住所を記入し、会長の許可を得て、入室するものとする。

- 2 傍聴の受付は、会議開始の15分前から会議の開催予定時刻までとする。
- 3 傍聴の受付は、原則、先着順とする。

(傍聴の定員)

第4条 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

(会長の指示)

第5条 傍聴人は、審議会会場では、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴できない者)

第6条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、録音機、撮影機の類を携帯している者
- (3) 貼り紙、ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者

- (4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、又は携帯している者
- (5) 酒気を帯びている者
- (6) その他、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、静粛に傍聴することとし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 審議会の会長の許可を得ず、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次に掲げる場合には、退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が前条に違反し、会長が退場を命じたとき。

(資料の取り扱い)

第9条 会議を公開する場合は、松戸市情報公開条例第7条各号に規定される非開示情報を除いた会議資料を傍聴者の閲覧に供する。

2 会議資料は原則として、傍聴人数分を用意することとする。ただし、当該資料が大量である場合、作成経費の負担が大きい場合などの人数分を準備することが困難な場合は、可能な範囲で対応するものとする。

3 会議資料は、会議終了後に回収する。

(委任)

第10条 この要領に定めない事項は、審議会に諮って会長が定める。

附則

この要領は、令和2年2月12日から施行する。